

本案件においては、次の1から6までの事項も確認の上、入札又は見積をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 消費税及び地方消費税に係る免税事業者である場合は、その旨を申請してください。
- 2 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（税抜価格）を見積書に記入してください。なお、単価において、小数点以下の値がある場合については小数第2位まで有効とします。
- 3 本件の採用決定については、予定推定総金額（税抜）を下回る推定総金額（税抜）を提示した者のうち、最低の推定総金額（税抜）を提示した者を採用者とし、推定総金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数を生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）をもって採用価格とします。
- 4 支払時における端数処理について、請求書に記載された金額（税抜）の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られた金額をもって、申込があったものとしします。
- 5 本契約案件の契約においては、設定した各項目における見積単価を契約単価とし、消費税相当額の算出は、契約単価ではなく、見積書上の推定総金額（税抜）に対して消費税率を適用して算出します。
- 6 本契約において、年度ごとに定める推定金額（税込）を超えて発注することはできません。また、発注金額が年度ごとに定める推定金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがあります。更に発注金額が年度ごとに定める推定金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとしします。なお、いずれの場合においても、受注者は契約の終了に関して異議を主張できないものとしします。
- 7 次の場合は入札又は見積が**無効**となるので、注意すること。
 - ア 入札（見積）書の提出時に内訳書の提出（添付）がない場合
 - イ 内訳書内の計算に誤りがある場合
 - ウ 入札（見積）書の記載金額と内訳書の合計額が異なる場合